

令和7年度東京都税制調査会
第1回 小委員会

【テーマⅡ】

個人所得課税
(二地域居住等と税制)

令和7年6月12日

「二地域居住等と税制」 目次

資料名	頁
「二地域居住等と税制」に関する論点及び検討項目	1
二地域居住等の概要	2
(参考) 二地域居住等実施者の推計 (国土交通省)	3
国における二地域居住等の動向	4～5
ふるさと住民登録制度とは (総務省資料)	6
二地域居住等における税負担について	7
(参考) 住民基本台帳と他の行政分野との関係について	8
二地域居住等における個人住民税の取扱い (総務省)	9～10
(参考) 個人住民税における住所について (総務省)	11
(参考) 個人住民税の概要	12
(参考) 個人住民税の非住所地に係る均等割課税 (いわゆる「家屋敷課税」) について	13
(参考) 固定資産税・都市計画税の概要	14
(参考) 地方消費税の概要	15

論点

今後、「ふるさと住民登録制度」など国による取組が推進された場合、二地域居住等における個人住民税をはじめとした税制の在り方をどう考えるか

< 検討項目 >

- 二地域居住等の受益と負担の考え方
 - － 既存の税負担（家屋敷課税、固定資産税、地方消費税）との関係
 - － 個人住民税の分割の是非や課題について

二地域居住等の概要

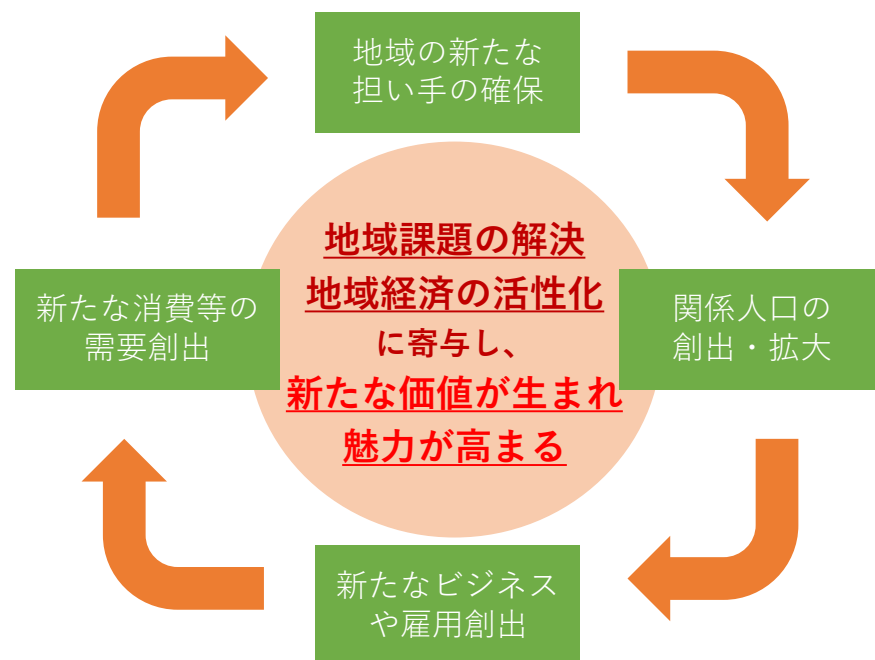
- 二地域居住等とは、**主な生活拠点とは別の特定の地域に生活拠点を設ける暮らし方**
- 法律上※、「当該地域外に住所を有する者が定期的な滞在のため当該地域内に居所を定めること」と定義付けられているが、**現在のところ、滞在期間や居住形態（賃貸・所有など）等の明確な定めはない**

※ 広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部を改正する法律（令和6年11月1日施行）

〈二地域居住等のイメージ〉

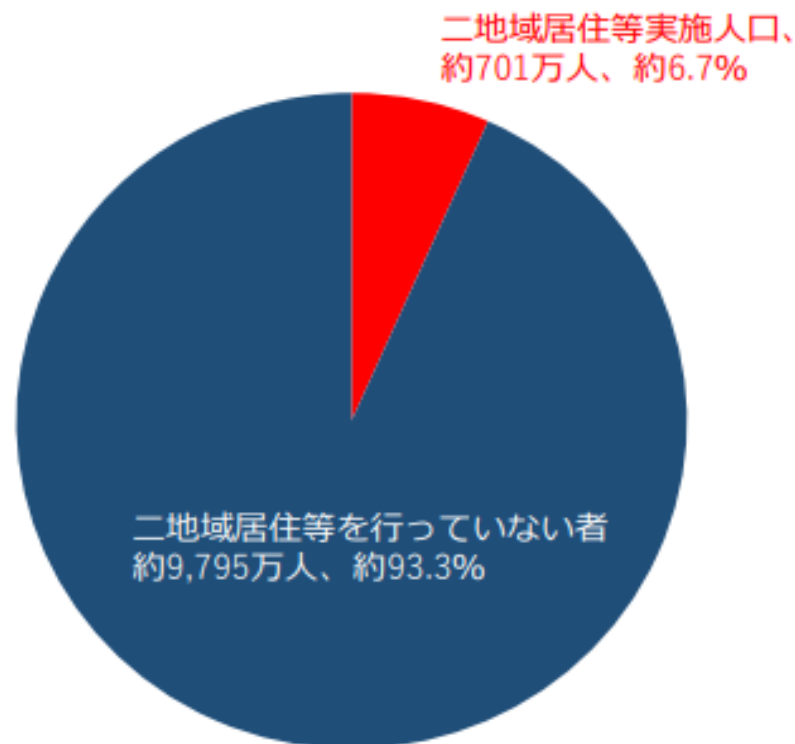


〈二地域居住等の社会的意義〉

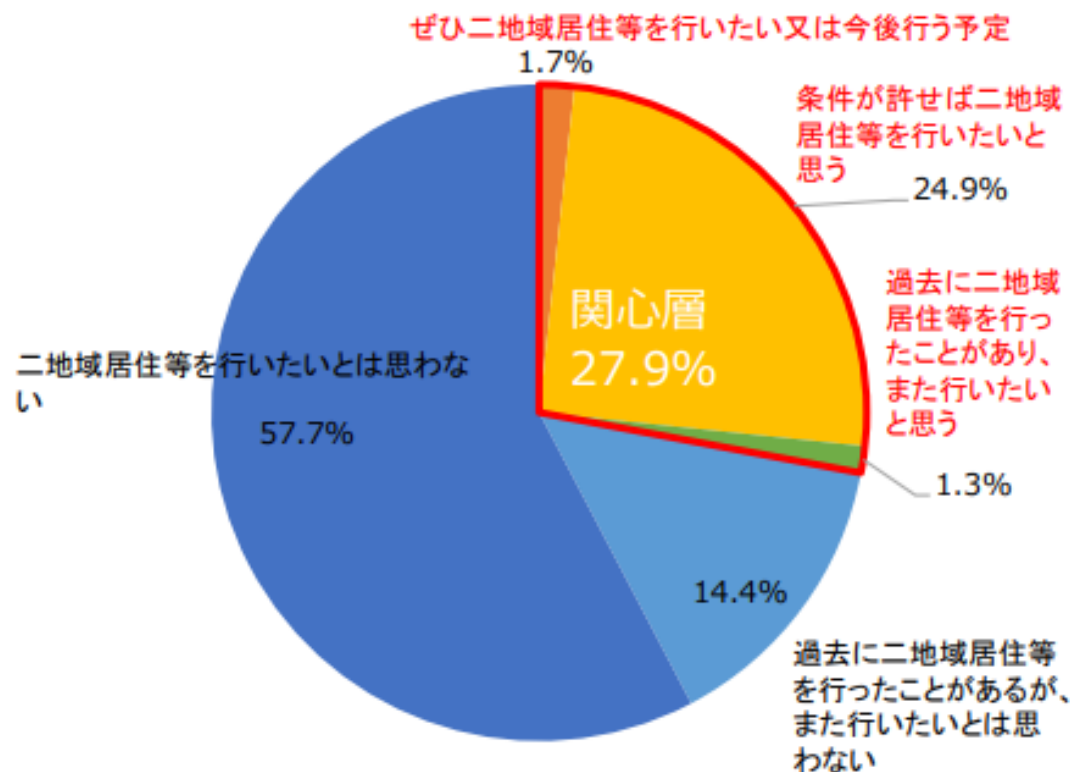


- 令和4年度に全国の18歳以上の約12万人を対象にアンケート調査を実施
- 本調査では、「1泊以上の滞在を年に2回以上実施している者」を二地域居住等実施者と定義
⇒調査の結果、二地域居住等実施人口は推定約700万人で、未実施者の約3割弱が関心を持っている

〈二地域居住等実施者数について〉



〈二地域居住等への関心について〉



- 国の施策において、地方創生の一環として、関係人口の拡大や二地域居住等の推進を明示

「デジタル田園都市国家構想総合戦略」（令和5年12月26日閣議決定）

第2章. 1. （1）デジタルの力を活用した地方の社会課題解決・魅力向上/②人の流れをつくる

都会に住む人が生活基盤を完全に地方に移すことについては、仕事等の面でハードルが高いことから、都会に生活拠点を残しつつ地方にも生活拠点を設ける二地域居住等への関心が高まっている。そこで、（中略）、都市部と地方の二拠点での生活を始め、多様なライフスタイルの実現が可能となる仕組みづくりを行う。

「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和6年6月21日閣議決定）

第2章. 5. （3）地方活性化及び交流の拡大/（個性をいかした地域づくりと関係人口の拡大）

人の流れを創出・拡大するため、若者の地方移住を促す取組を強化するとともに、地方拠点強化税制の活用による企業の地方移転、産学官金連携による地域密着型企業の立ち上げ、地域おこし協力隊等の地域の人材確保の取組等を促進する。関係人口の拡大や二地域居住・多拠点生活等の多様なライフスタイルの推進に向け、サテライトオフィス等の基盤整備等を行う。

- 令和7年1月の施政方針演説では、「ふるさと住民登録制度」の有効性について検討することを言及
- 令和7年6月の第10回新しい地方経済・生活環境創生会議において、関係人口を可視化する仕組み（ふるさと住民登録制度）の創設について言及

「第217回国会における石破内閣総理大臣施政方針演説」（令和7年1月24日閣議決定）

2 地方創生2.0、「令和の日本列島改造」の具体化（若者や女性にも選ばれる地方）

新たな人の流れを太くするため、いわゆる関係人口に着目し、都市と地方といった2地域を拠点とする活動を支援します。地域に継続的に関わる方々が登録でき、地域づくり活動に参加する担い手となっただけの「ふるさと住民登録制度」等の有効性について検討を行い、結論を得てまいります。

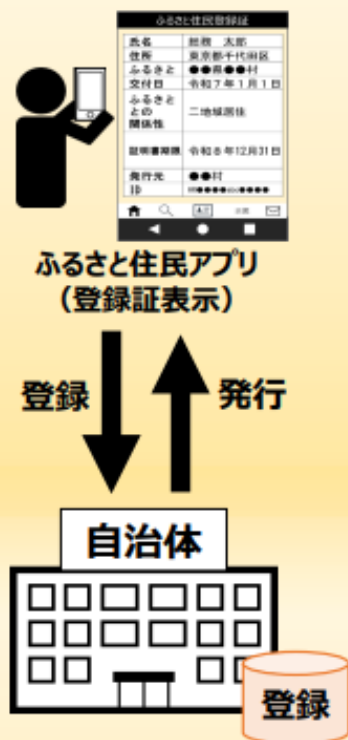
第10回新しい地方経済・生活環境創生会議「地方創生2.0基本構想（案）」（令和7年6月3日）

6.（3）④、i 関係人口を可視化する仕組み（ふるさと住民登録制度）の創設

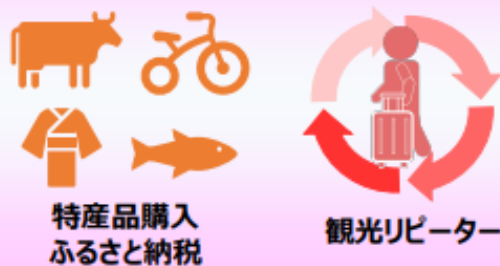
先行する地方公共団体の事例等を参考にしつつ、住所地以外の地域に継続的に関わる者を登録することで関係人口の規模や地域との関係性などを可視化し、地域の担い手確保や地域経済の活性化等につなげる仕組みを創設する。

- 「地方創生2.0」の実現に向けた取組として、「関係人口」に着目し、住所地以外の地域に継続的に関わる方々を登録できる「ふるさと住民登録制度」の創設に向けて検討中。
- 「関係人口」の地域との関わり方には、消費活動等による地域経済への貢献や、ボランティアや仕事を通じた地域の担い手としての貢献など、それぞれのスタイルに応じた様々な形がある。
- できるだけ多くの方々に地域を応援していただけるよう、誰もがアプリで簡単・簡便に登録でき、また自治体の既存の取組を緩やかに包含できるような柔軟かつ間口の広い仕組みの構築を目指す。

目指す姿のイメージ



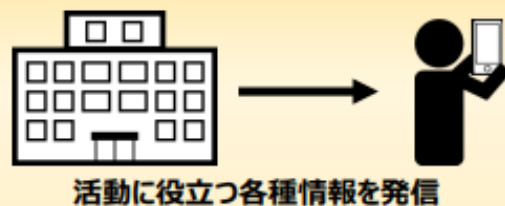
地域経済の活性化



地域の担い手確保



ふるさと住民への情報提供や 行政サービス等の提供



地域への貢献



二地域居住等における税負担について

- 二地域居住等実施者は既に一定の税負担を負っているが、以下の専門委員会からは**行政サービスの受益と負担の観点から中長期的な検討課題として、納税等の負担について更なる議論が必要との考え方が示されている**

国土審議会 推進部会 移住・二地域居住等促進専門委員会 中間とりまとめ（令和6年1月9日）

9. さらなる課題

二地域居住等の更なる促進を図るため、中長期的観点から、検討すべき課題がある。

（中略）

- ・ 二地域居住等の地域への関わりの環境整備

二地域居住者等による納税等の負担や住民票等の地域との関わり方については、育児やゴミ収集などの行政サービスを受け、地域に広く受け入れられるようにする観点から、地域の意志決定への参画のあり方等も含めて更なる議論が必要。

注 国土交通省「国土審議会 推進部会 移住・二地域居住等促進専門委員会 中間とりまとめ」（令和6年1月9日）より抜粋

【参考】二地域居住等実施者における住所地以外の税負担の例（現行制度）

〈不動産所有者〉

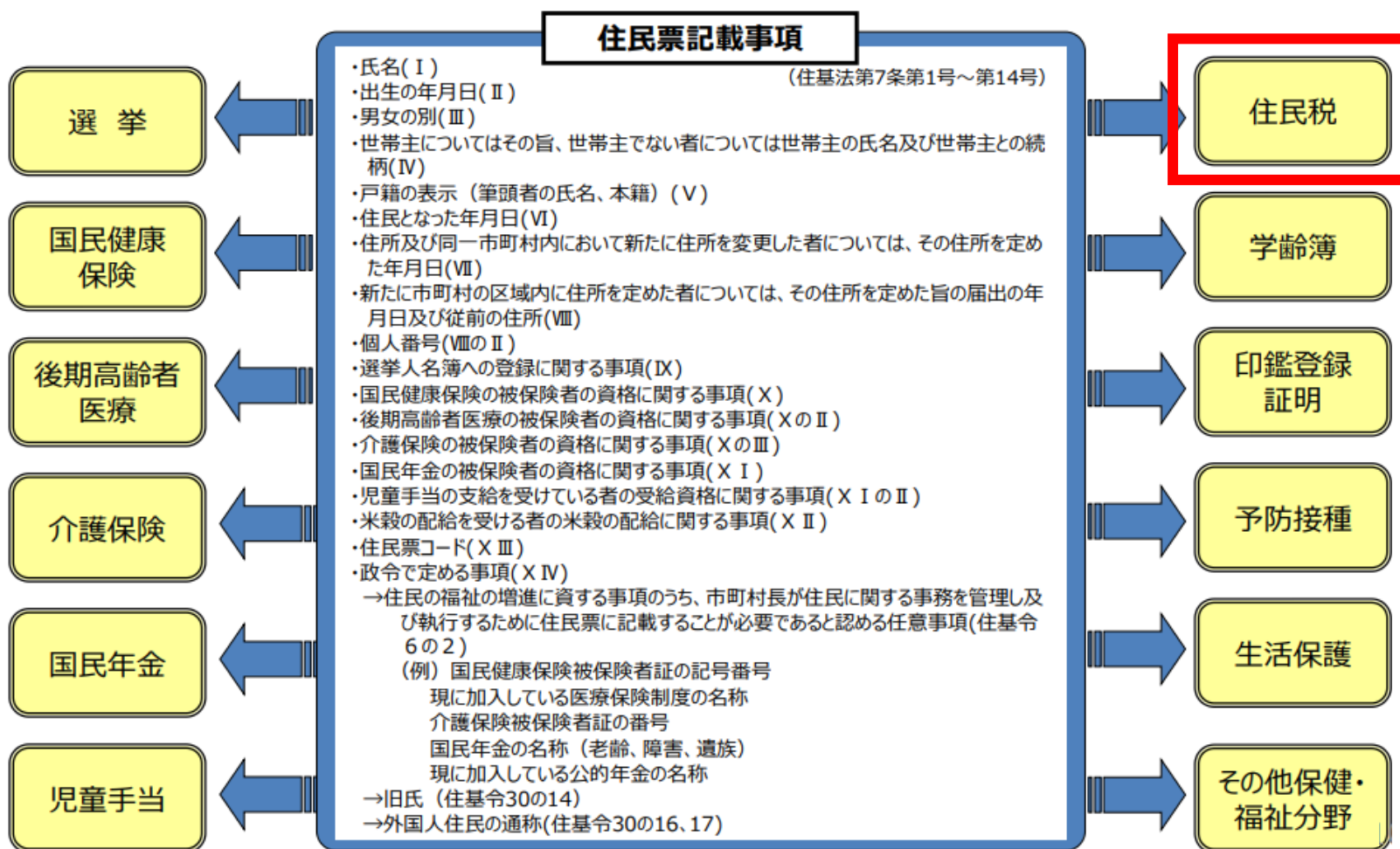
- ① 個人住民税均等割（家屋敷課税） * 課税対象は住宅、事務所・事業所
- ② 固定資産税・都市計画税

〈二地域居住地における消費活動〉

- ③ 地方消費税

■ 住民基本台帳は、個人住民税の事務処理だけでなく、選挙人名簿の登録など様々な行政上の事務処理の基礎となっている

* 住民基本台帳は、国内に居住する日本国籍の者、日本に居住する外国人住民の氏名、生年月日、性別、住所等の事項を記載する帳簿（住民票）をもって構成される住民に関する記録を行う公簿。



- 平成19年度に行われた「ふるさと納税研究会」の報告書においては、以下の4つの点（本論2の(1)～(4)）から、税を分割して納税することは理論的に困難な問題があるとされた

総括

2. わかりやすく、使いやすい仕組みを目指して

（2）寄附金税制の進化

- ・「ふるさと納税」をあくまで「税」の分割として考えると、そこには多くの理論的、制度的障害が横たわる。税は法律によって徴税当局に課税権が保障されるが、居住地以外の地方団体に強制性を伴う課税権を認めることは難しく、また、個人住民税として考える場合、受益と負担の原則に反するなど理論的に困難な問題ある。

本論

2. 「税」を分割する方式の可能性

（1）受益と負担

- ・住所地の地方団体に課税される納税者と住所地以外の地方団体との間で受益と負担の関係を説明することが困難である以上、住所地以外の地方団体に個人住民税の課税権を法的に根拠付けることはできない。

（2）課税権

- ・地方団体が、当該地方団体との間に現時点において何ら関わりのない者に対して条例の効力を及ぼし、税を課することはできないと考えられる。

（3）租税の強制性

- ・租税の強制性に照らせば、納税者の意思により「税」の納付先を任意に選べる仕組みは、強制性を本質とする「税」とは相容れないものである。

（4）住民間の公平性

- ・「ふるさと納税」を選択した者と住所地の地方団体に全額納税した者との間での公平性が論点となる。

令和2年第15回経済財政諮問会議（総務省資料より抜粋）

- ・ 個人住民税の一部を住所地以外の団体に納付する方式について、平成19年度に総務省の研究会で検討したが、「住所地以外の地方団体に個人住民税の課税権を法的に根拠付けることはできない」と結論付けられたことから、寄附金税制を応用する形で「ふるさと納税制度」が創設されている。
- ・ 多地域居住を行う場合に、この「ふるさと納税制度」を活用することにより、個人住民税の一部を実質的に当該居住先の地方団体に移転させることが可能となっている。
- ・ 仮に、居住実態に応じて複数の団体が課税することとした場合、強制性を伴う課税の根拠となる居住実態をどのように正確に把握するのか、市町村の課税実務が極めて複雑となる、特別徴収を行う企業の負担が増えるといった課題がある。また、複数の住所を認定することとした場合には、税のみならず、住民票や選挙など様々な制度との関係についても慎重な議論が必要。

総務省「令和4年度個人住民税検討会報告書」（抜粋）

第1「二地域居住」と個人住民税について、4 今後の検討について

- ・ 居住実態に応じて複数の団体が個人住民税を課税することとした場合には、強制性を伴う課税の根拠となる居住実態をどのように正確に把握するのか、税のみならず、住民票や選挙など他の制度との関係をどのように調整するのかなど、様々な課題が想定されることから、そうした制度上の課題の整理を行いながら、今後とも、地方団体をはじめとした関係者の意見を幅広く伺い、検討を深めていくことが適当である。

総務省「令和4年度個人住民税検討会報告書」（抜粋）

第1「二地域居住」と個人住民税について 2.（2）住所地課税について

個人住民税は、住所地団体が課税している。個人住民税における住所については、地方税法上特段の規定はなく、原則として民法の規定によることとされており、各人の生活の本拠等をいうものと解されている。生活の本拠とは、人の日常生活の状況、家族の生活の状況、住民基本台帳の記録の状況等、その者の生活関係の全ての面を総合してその中心をいうものと解される。

この場合、複数の地方団体が、ある納税者の住所について、一旦は異なる認定を行うことがあり得るが、個人住民税における住所は市町村の課税権の帰属を決定し、納税者の納税義務を確定する効果を有するものであるから、課税の重複を避けるため、地方税法上はあくまでも一つとされており、通常は、いずれかの市町村が課税を行っている。

市町村民税の納税義務者となる市町村内に住所を有する個人とは、地方税法第294条第2項において、「住民基本台帳法の適用を受ける者については、当該市町村の住民基本台帳に記録されている者をいう。」こととされているが、住民基本台帳に記録されていない者で、その者が市町村内に住所を有すると認定された場合には、その市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなして、市町村民税を課すことができることとされている。

注 総務省「令和4年度個人住民税検討会報告書」（令和5年3月）より抜粋

○ 地方税法第294条

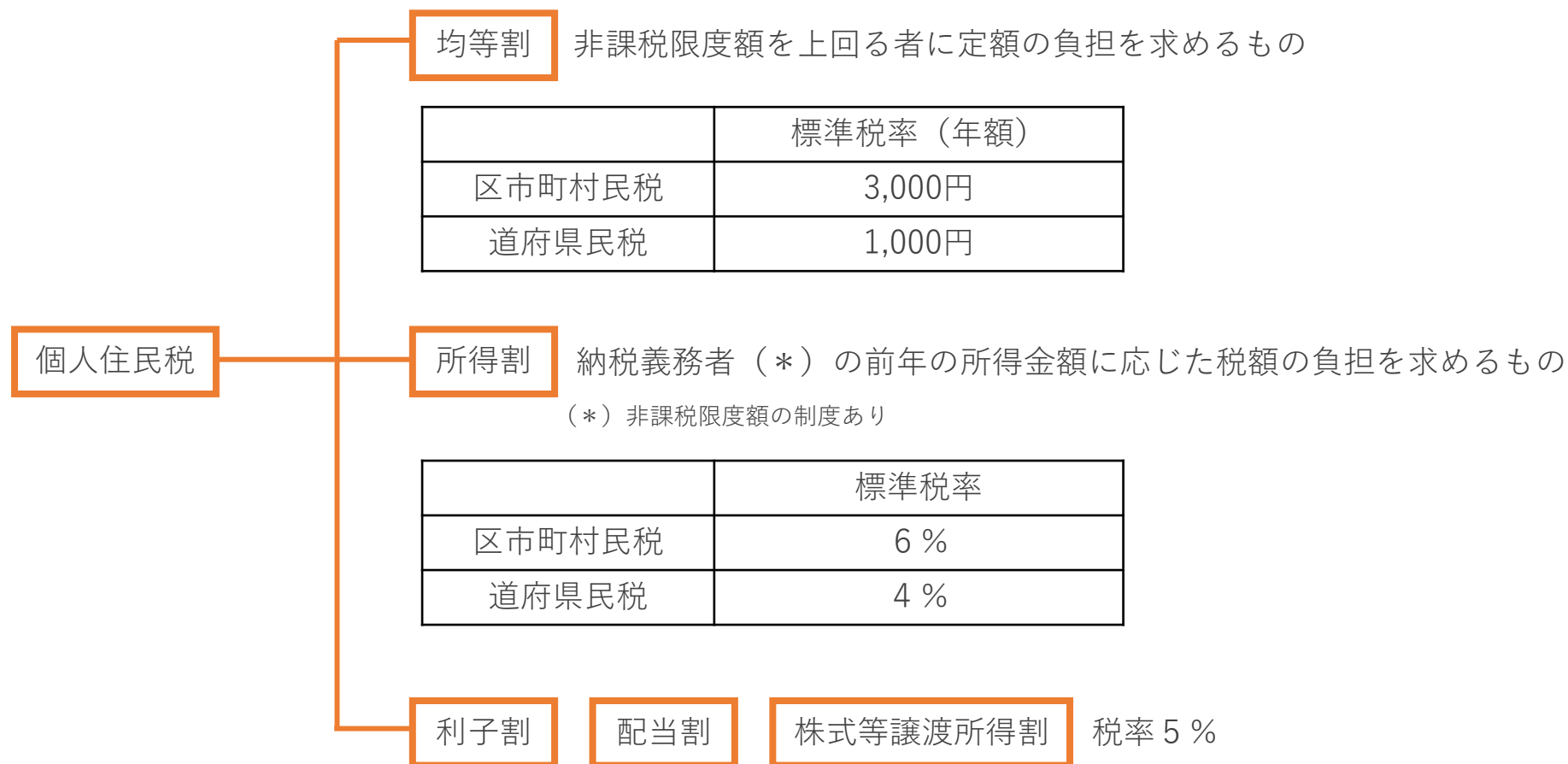
第3項 市町村は、当該市町村の住民基本台帳に記録されていない個人が当該市町村内に住所を有する者である場合には、その者を当該住民基本台帳に記録されている者とみなして、その者に市町村民税を課することができる。この場合において、市町村長は、その者が他の市町村の住民基本台帳に記録されていることを知ったときは、その旨を当該他の市町村の長に通知しなければならない。

○ 住民登録外課税

平成27年2月に総務省が政令市を対象に実施した調査結果によれば、住登外課税を実施している割合は1.5%（納税義務者に対する住登外課税の割合。給与所得者である納税義務者に対する住登外課税の割合は1.9%。）。実際に住登外課税の対象となるのは、単身赴任者等の給与所得者であることが多い。各市区町村では、給与支払報告書と住民基本台帳の情報が不突合となった場合、本人等へ居住実態を照会し、自団体への居住実態を有すると認定した場合、住登外課税を行い住基地の市区町村へ通知している。

注 総務省「平成27年度個人住民税検討会報告書」より作成

- 個人住民税は、地域社会の費用の負担を住民が広く分かち合う「地域社会の会費」的な性格を有する税であり、1月1日に住所を有する者に対し、当該住所地団体が課税するもの



(参考) 個人住民税の非住所地に係る均等割課税 (いわゆる「家屋敷課税」) について

市町村内に住所を有しない個人であっても、当該市町村内に事務所、事業所又は家屋敷を有する者は、個人住民税均等割の納税義務を負う。

■納税義務者

- ① 都道府県民税：都道府県内に家屋敷等を有する個人で、当該家屋敷等を有する区市町村内に住所を有しない者
- ② 区市町村民税：区市町村内に家屋敷等を有する個人で、当該区市町村内に住所を有しない者

■ 税率

- ① 都道府県民税額：年額 1,000円
- ② 区市町村民税額：年額 3,000円

■ 対象

① 家屋敷

自己又は家族の居住の用に供する目的で、住所地以外の場所に設けられた独立性のある住宅
(例：単身赴任中に家族が住む住宅等)

② 事務所・事業所

事業の必要性から設けられた人的及び物的設備であって、そこで継続して事業が行われる場所



A市
家屋敷等所在地



B市
住所地

$$\begin{aligned}\text{均等割の額} &= \text{A市分} + \text{B市分} \\ &= 4,000\text{円} + 4,000\text{円}\end{aligned}$$

(参考) 固定資産税・都市計画税の概要

■ 固定資産税

1 課税客体	土地、家屋及び償却資産
2 課税主体	全市町村（東京都23区内は東京都が課税）
3 納税義務者	土地、家屋又は償却資産の所有者 (土地、家屋は登記簿上の所有者等を、償却資産は申告のあった所有者等を固定資産課税台帳に登録し課税)
4 課税標準	価格（適正な時価）
5 税率	標準税率 1.4%
6 免税点	土地：30万円、家屋：20万円、償却資産：150万円
7 賦課期日	当該年度の初日の属する年の1月1日

■ 都市計画税

1 課税客体	原則として市街化区域内の土地及び家屋
2 課税主体	都市計画区域を有する市町村（東京都23区内は東京都が課税）
3 納税義務者	土地又は家屋の所有者 * 賦課徴収は固定資産税とあわせて行われる
4 課税標準	価格（適正な時価）
5 税率	制限税率 0.3%
6 免税点	土地：30万円、家屋：20万円
7 賦課期日	当該年度の初日の属する年の1月1日

※都市計画税を課するか否か、あるいは、その税率水準をどの程度にするかについては、地域における都市計画事業等の実態に応じ、市町村の自主的判断（条例事項）に委ねられている。

(参考) 地方消費税の概要

1 課税主体	都道府県						
2 納税義務者	譲渡割：課税資産の譲渡等（特定資産の譲渡等を除く）及び特定課税仕入れを行った事業者 貨物割：課税貨物を保税地域（外国貨物を輸入申告前に蔵置する場所）から引き取る者						
3 課税方式	譲渡割：当分の間、国（税務署）に消費税と併せて申告納付（本来都道府県に申告納付） 貨物割：国（税関）に消費税と併せて申告納付						
4 課税標準	消費税額						
5 税率	<table> <tr> <td>～令和元年9月：63分の17（消費税率換算 1.7 %）</td><td>国の消費税とあわせて8 %</td></tr> <tr> <td>令和元年10月～：78分の22（消費税率換算 2.2 %）</td><td>10%</td></tr> <tr> <td><軽減税率対象> 78分の22（消費税率換算 1.76 %）</td><td>軽減税率 8 %</td></tr> </table>	～令和元年9月：63分の17（消費税率換算 1.7 %）	国の消費税とあわせて8 %	令和元年10月～：78分の22（消費税率換算 2.2 %）	10%	<軽減税率対象> 78分の22（消費税率換算 1.76 %）	軽減税率 8 %
～令和元年9月：63分の17（消費税率換算 1.7 %）	国の消費税とあわせて8 %						
令和元年10月～：78分の22（消費税率換算 2.2 %）	10%						
<軽減税率対象> 78分の22（消費税率換算 1.76 %）	軽減税率 8 %						
6 用途 (平成26年4月～)	制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策）に要する経費（税率引上げ分のみ）						
7 清算	国から払い込まれた地方消費税額を最終消費地に帰属させるため、消費に関連した基準等によって都道府県間で清算 <table> <tr> <th>指標</th><th>ウェイト</th></tr> <tr> <td>(1)「小売年間販売額（経済センサス活動調査）」と (2)「サービス業対個人事業収入額（経済センサス活動調査）」の合算額</td><td>50%</td></tr> <tr> <td>(3)「人口（国勢調査）」</td><td>50%</td></tr> </table>	指標	ウェイト	(1)「小売年間販売額（経済センサス活動調査）」と (2)「サービス業対個人事業収入額（経済センサス活動調査）」の合算額	50%	(3)「人口（国勢調査）」	50%
指標	ウェイト						
(1)「小売年間販売額（経済センサス活動調査）」と (2)「サービス業対個人事業収入額（経済センサス活動調査）」の合算額	50%						
(3)「人口（国勢調査）」	50%						
8 交付金	税収（清算後）の2分の1を市町村に交付 交付基準：人口（国勢調査）と従業者数（経済センサス活動調査）1：1で按分 （平成26年4月以降、税率引上げ分については、人口のみで按分）						